

1 計画の目的

みどりの基本計画は都市緑地法に基づいて、豊島区の特性と独自性を活かした、緑地の保全と緑化の推進について定めたみどりの総合的な計画です。

区では平成4年に「豊島区みどりと広場の基本計画」を策定後、平成6年の都市緑地保全法改正による「緑の基本計画」制度の創設に伴い、平成13年に法定計画として「豊島区みどりと広場の基本計画」を策定しました。その後、平成23年には「豊島区みどりの基本計画」に計画名を改めました。平成28年での改定では、少子高齢化の進展に伴う公園緑地の対応、ヒートアイランド現象の対策、都市の防災性の確保、都市景観の形成、生物多様性の保全、幅広い区民参加によるまちづくりなど、様々なみどりのまちづくりに取り組んできたところです。平成23年の計画策定から10年が経過し、この間の平成29年に改正された都市緑地法及び都市公園法の改正内容の反映が求められます。また、令和2年には内閣府より「SDGs未来都市」に選定され、「公園を核にしたまちづくり」が「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。今後もSDGsの新しいモデルとなる持続可能なまちづくりを進める必要があります。今回の計画改定では最新の区内のみどりの現況をもとに、これまでの動向と区民のニーズの変化を踏まえ、公園分野をリードする豊島区として、誰もが快適に過ごすことができライフスタイルに潤いを与える、みどりの量・質ともに豊かなまちづくりを推進することを目的とします。

自治体SDGsモデル事業 ～公園から広がるにぎわい、まち全体が舞台に～

SDGs 未来都市
SDGs Future City



池袋駅周辺の4公園を核にした、まちづくり

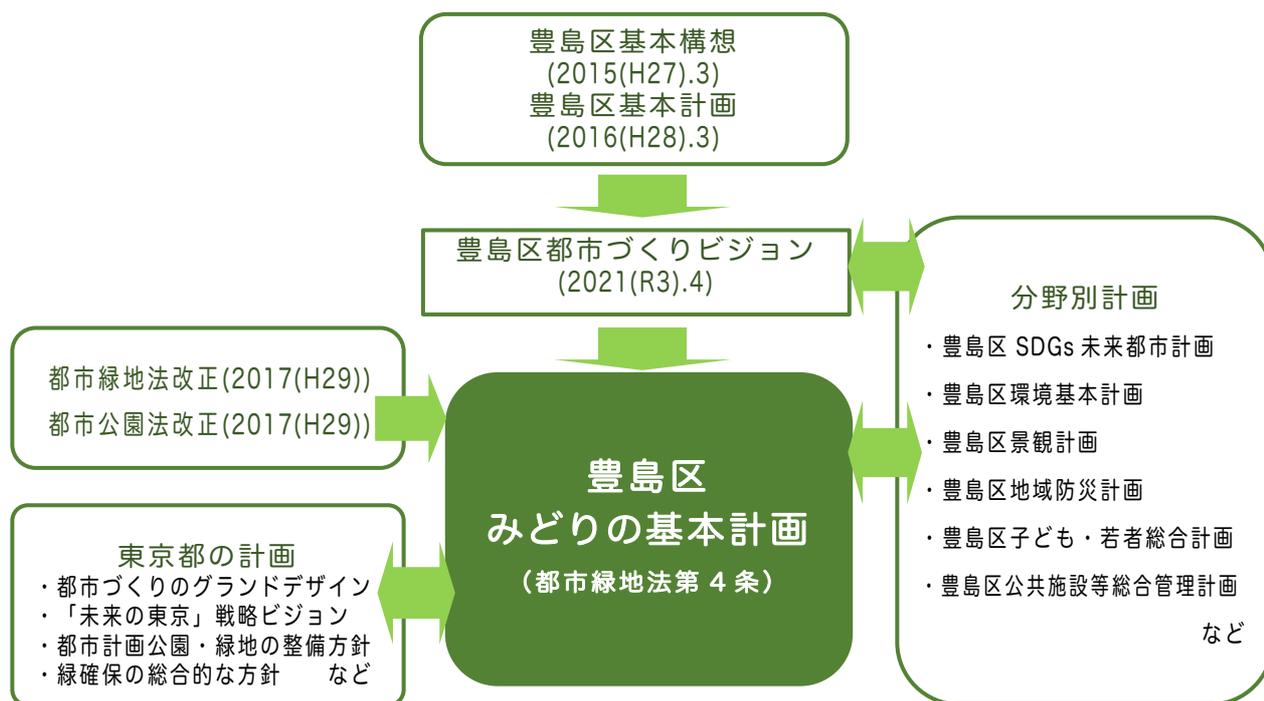
暮らしの中にある小さな公園の活用



2 みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に規定される計画であり、緑地の保全と創出及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

■ 計画の位置付け



3 計画の対象範囲

緑を保全し創出していくためには、公有地・民有地を問わず、あらゆる空間で緑化を推進していくことが必要です。このため、本計画は豊島区全域を計画の対象区域とし、公園、道路、学校をはじめとする公共施設と民有地でのあらゆる緑化可能空間で緑化の推進を図ることを、計画の内容とします。

4 計画の期間

「豊島区みどりの基本計画」は、区全体の政策分野を対象とした「豊島区基本構想」および「豊島区基本計画」における環境分野（みどりのネットワークを形成する環境のまち）を実現するための計画です。

また、「豊島区基本計画」の実施計画である「豊島区未来戦略推進プラン」、目指すべき都市像を実現するための街づくりの基本方針である「豊島区都市づくりビジョン」と整合を図るとともに、環境保全に関する総合的計画である「豊島区環境基本計画」との連携を図ります。

本計画の期間は、令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間とします。目標の期間である令和 14 年度は、区政施行 100 周年の節目の年となります。

また、本計画をより実効性の高い計画とするために、事業の進捗状況、上位・関連計画の動向などを踏まえ、5 年を目途に見直しを行います。そのために緑被率などの定期的調査を含め、区内の「みどり」の動向を継続的に把握していきます。

